

施策番号VI-5-1

母子保健衛生対策の充実を図ること

平成25年7月4日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

不妊専門相談センター事業

※ 「母子保健医療対策等総合支援事業」のメニューとして実施。平成25年度予算案：約92億円の内数

○ 対象者

不妊について悩む夫婦等を対象

○ 事業内容

- (1)不妊について悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師などが、医学的な相談や心の悩むについて指導を行う。
- (2)不妊について悩む夫婦に対し、診療機関毎の不妊治療の実施状況などに関する情報提供を実施。
- (3)不妊相談を行う専門相談員の配置。
- (4)その他不妊相談に必要な事項

○ 実施担当者

不妊治療に関する専門的知識を有する医師、心理に関して知識を有する者等

○ 実施場所

医療機関、保健所等において実施(実施主体：都道府県・指定都市・中核市)

全国61ヵ所(平成24年度) ※自治体単独も含む

47都道府県、札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、京都市、北九州市、福岡市、青森市、川崎市、長野市、大津市、堺市、和歌山市

○ 相談実績

23年度：22,093件(面接や電話相談等により相談支援を実施)

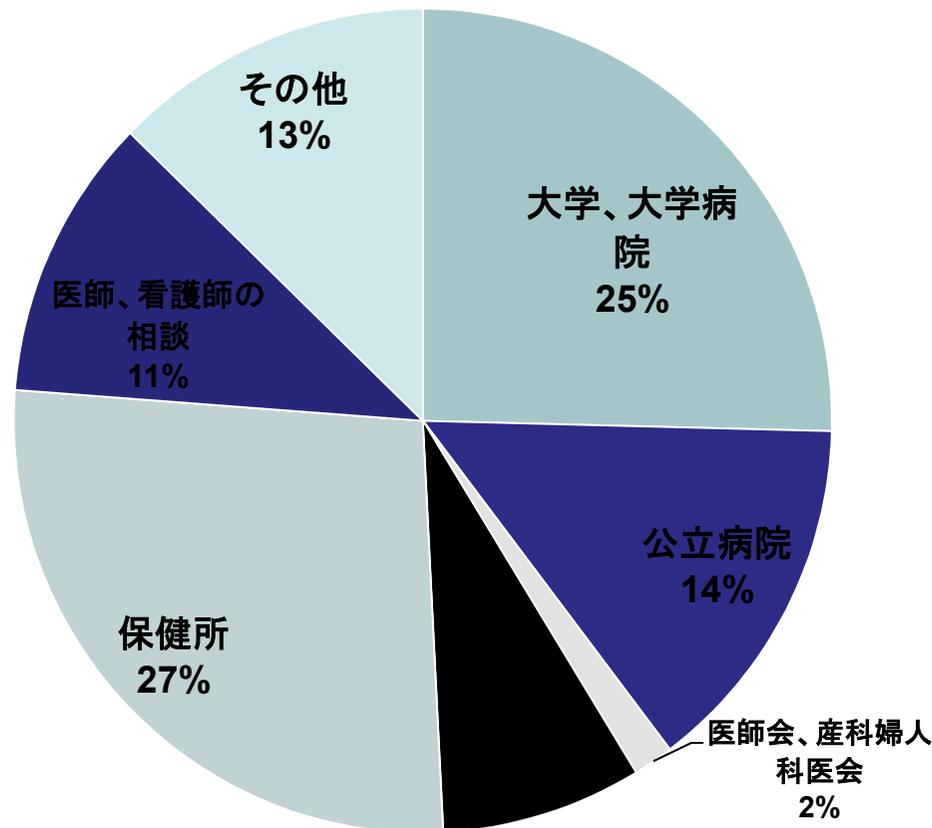
(相談内容) ・不妊の原因 ・不育症の検査・治療 ・不妊治療を実施している医療機関の情報
・主治医や医療機関に対する不満 ・家族に関する事 ・費用や助成制度に関する事 等

不妊専門相談センターの現状

1 不妊専門相談センターの実施場所（平成24年7月時点）

- ・実施している都道府県、指定都市、中核市は60自治体
- ・実施場所の施設数の割合は、保健所が27%、大学・大学病院が25%

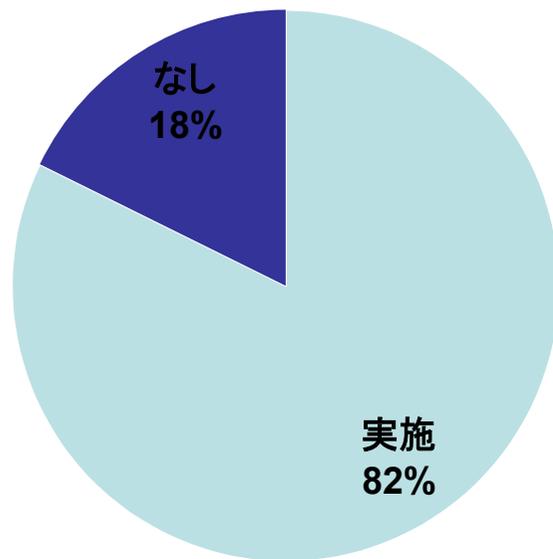
1. 実施場所



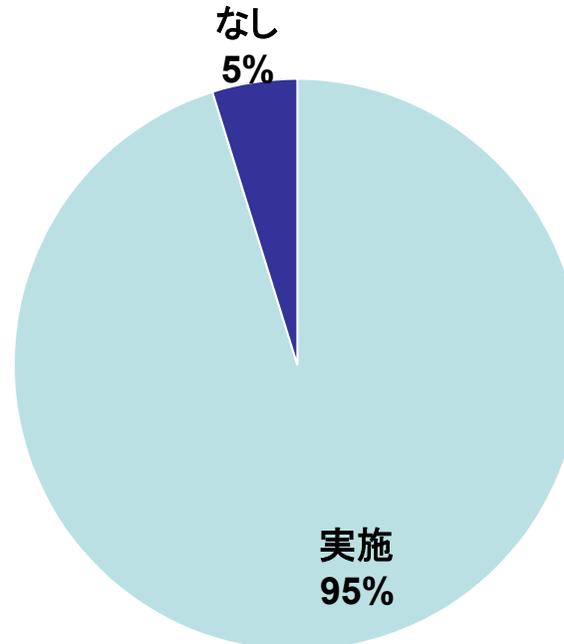
2 不妊専門相談センターの実施方法(平成24年7月時点)

実施方法は、電話相談が82%、面接相談が95%、メール相談が34%

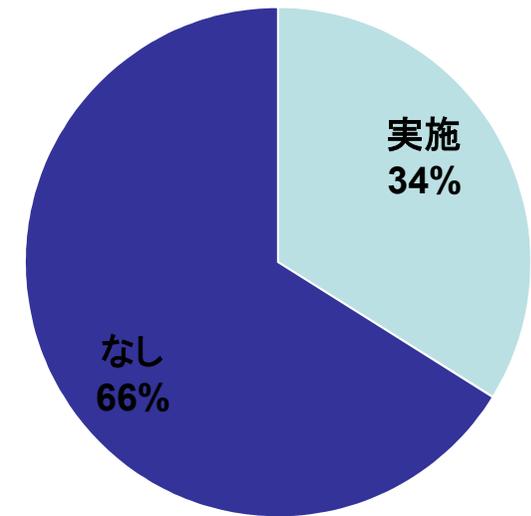
1. 電話相談



2. 面接相談



3. メール相談

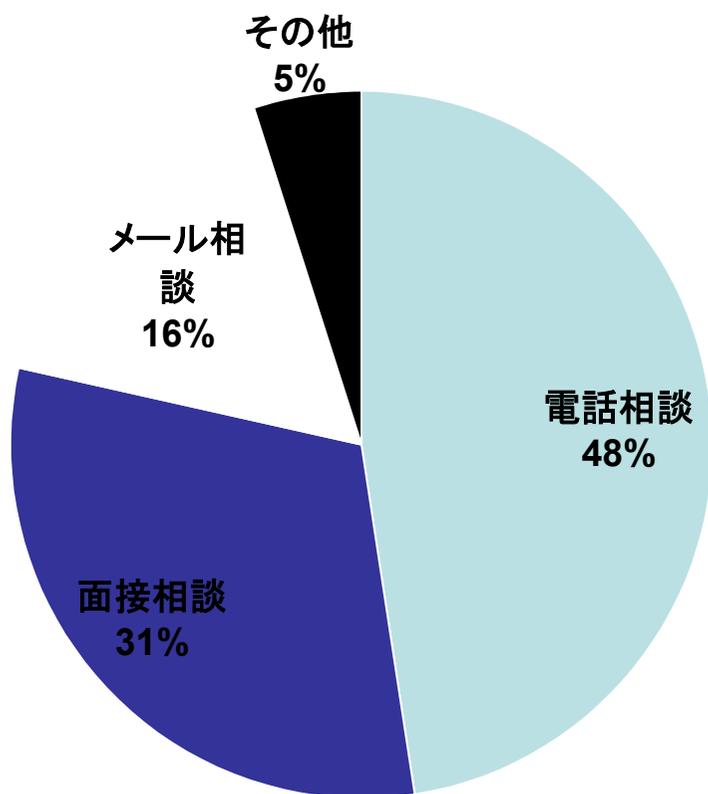


その他の取組事例

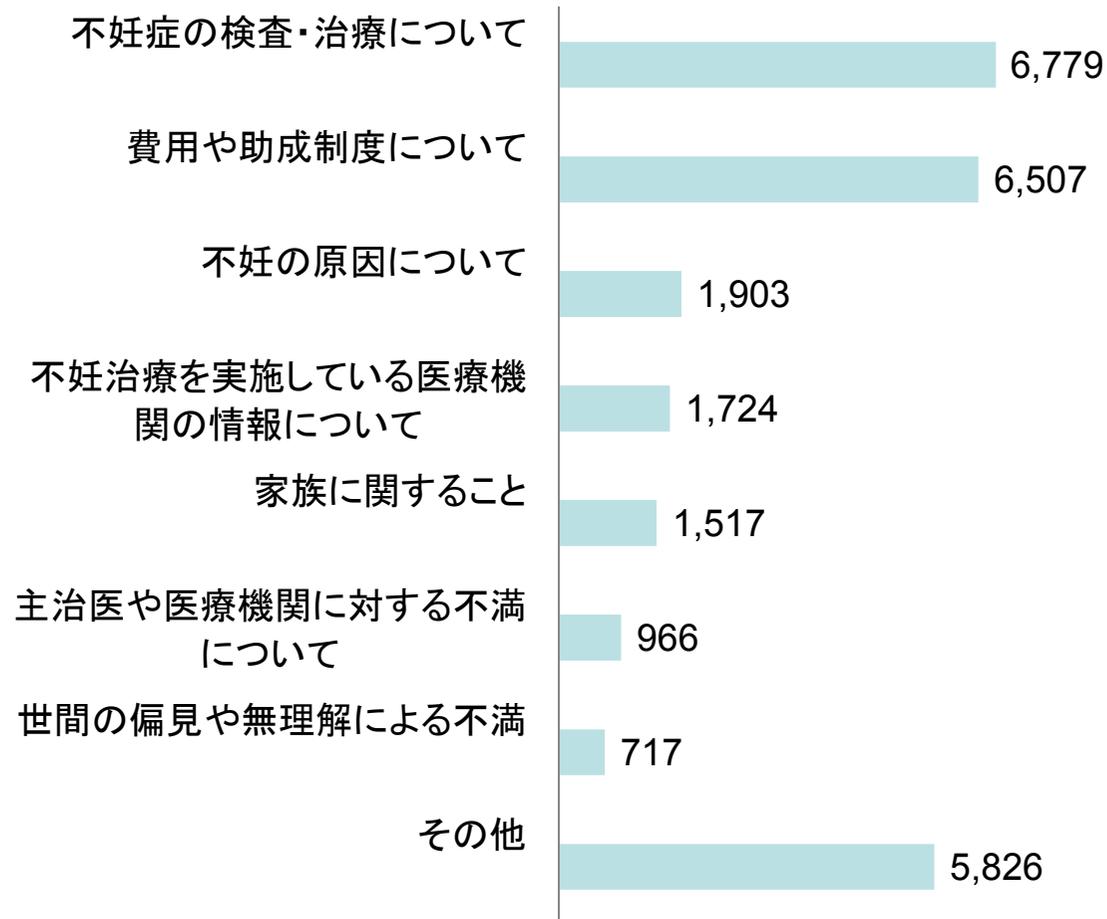
・グループ相談、出張相談、講演会、交流会 等

3 相談延件数及び相談内容の内訳(平成23年度実績)

(1) 相談件数のうち対応別内訳(延べ22,093件)



(2) 相談内容内訳(重複回答有)

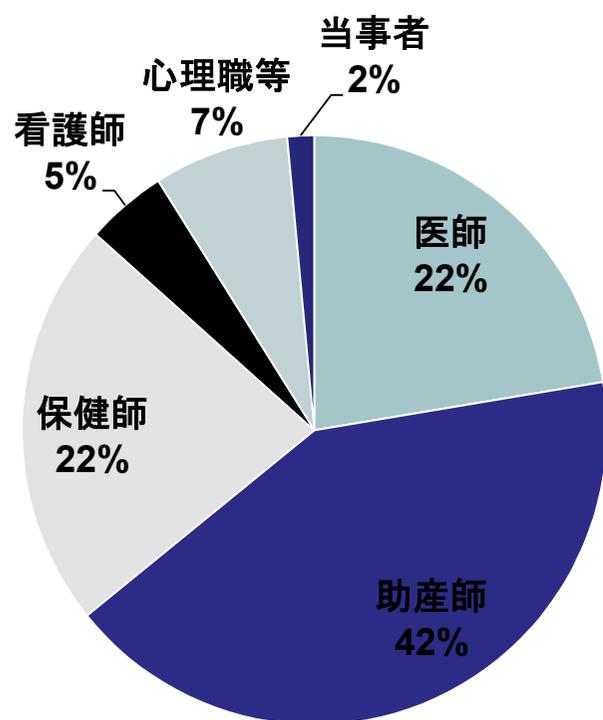


4 相談対応者(複数回答あり)(平成23年度実績)

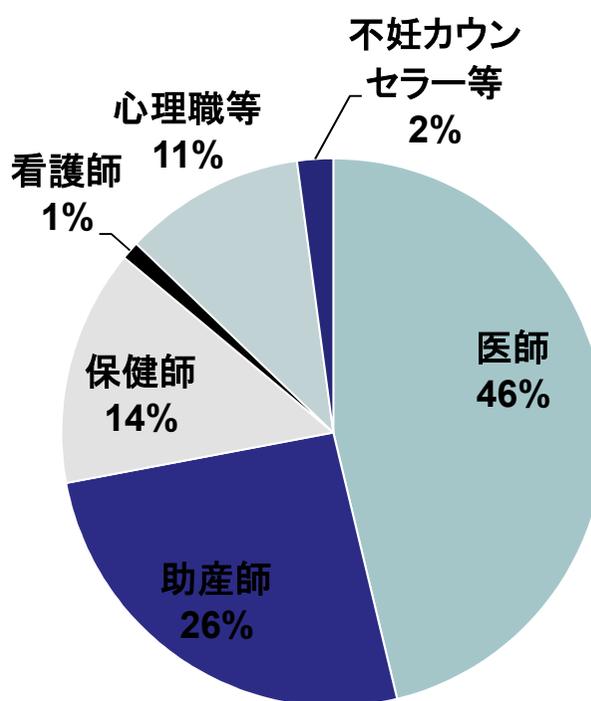
対応者の割合については、

- ・電話相談は、助産師が42%、医師、保健師が22%
- ・面接相談は、医師が46%、助産師が26%
- ・メール相談は、助産師が35%、医師が29%

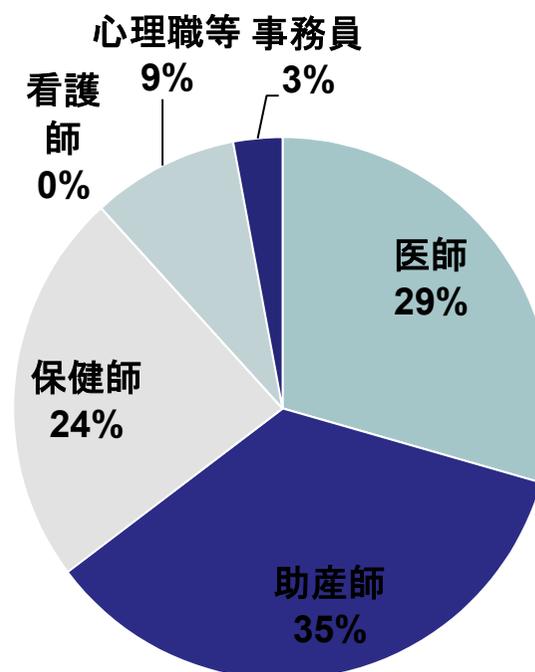
(1) 電話相談



(2) 面接相談



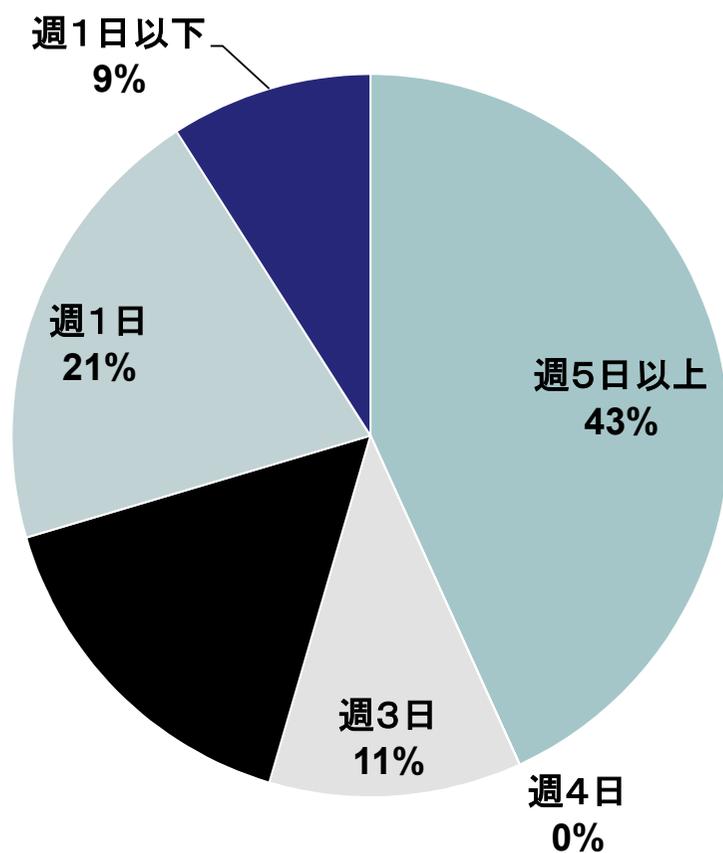
(3) メール対応



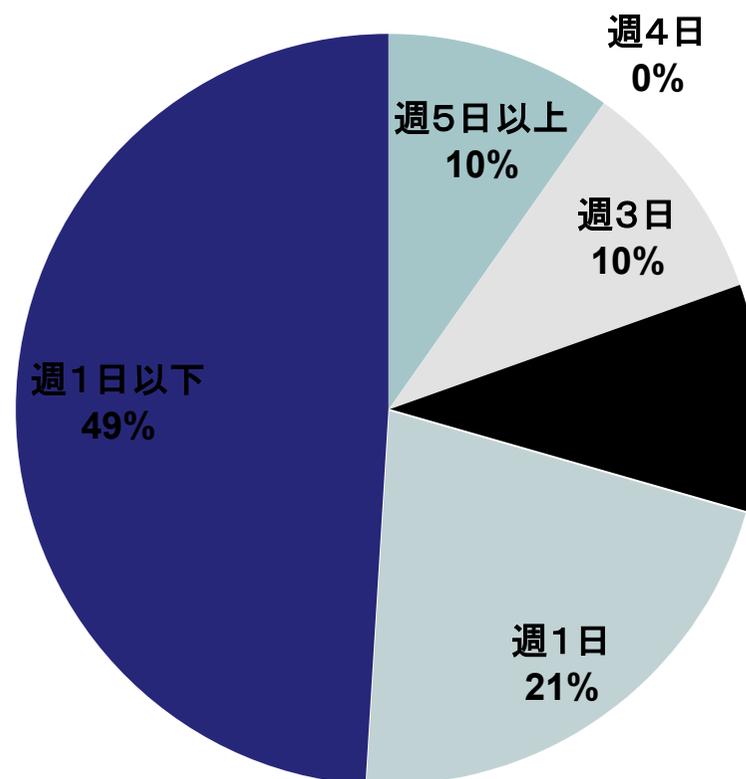
5 開設頻度(平成23年度実績)

- ・電話相談は、週5日以上実施している施設が43%
- ・面接相談は、週1日以下(月単位、隔週)で実施している施設が49%

1. 電話相談



2. 面接相談



6 平日夜間開催や土日に開設している割合(平成23年度実績)
※国庫補助対象 54施設

(1) 平日夜間(18時以降)

電話相談	6/54	(11%)
面接相談	4/54	(7%)

(2) 土日開設

電話相談	7/54	(13%)
面接相談	8/54	(15%)

不妊に悩む方への特定治療支援事業について

1. 事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦
- 給付の内容 1回15万円（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したもののついては、1回7.5万円）、
1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回まで、通算5年、通算10回を超えない
- 所得制限 730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
（全都道府県・指定都市・中核市において既に開始済み）
- 補助率 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）

2. 沿革

- 平成16年度創設 支給期間2年間として制度開始
- 平成18年度 支給期間2年間に延長
- 平成19年度 給付金額を1年度あたり1回10万円、
2回までに増額、所得制限額を
（650万円 → 730万円）引き上げ
- 平成21年度補正予算 給付額10万円→15万円
- 平成22年度予算 給付額15万円を継続
- 平成23年度予算 1年度目を年3回に拡充
- 平成25年度予算案 凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給
付額を見直し（15万円→7.5万円）

3. 支給実績

平成16年度	17,657件
平成17年度	25,987件
平成18年度	31,048件
平成19年度	60,536件
平成20年度	72,029件
平成21年度	84,395件
平成22年度	96,458件
平成23年度	112,642件

不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会

【趣旨】

- 近年、結婚年齢の上昇や晩産化等に伴い、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受ける者の年齢の上昇が指摘されている。
- 配偶者間の特定不妊治療は高額であるため、患者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、平成16年度以降、その費用の一部を助成する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」を実施。この事業による助成件数は年々増加。
- こうした状況を踏まえ、年齢と出産率・出産リスクの関係についての普及啓発を推進するとともに、特定治療支援事業をより安心・安全・適切に運用するため、当該事業等の今後のあり方について検討する。



論点

1. 妊娠や不妊等に関する知識の普及啓発、相談・支援の充実
2. 特定治療支援事業の助成対象範囲や給付水準
3. 実施医療機関の人員要件や安全管理体制、実施医療機関の情報の取扱い等



【検討スケジュール】

- 第1回(5月2日(木))
 - ・不妊治療をめぐる現状 など
- 第2回(5月27日(月))
 - ・特定治療支援事業等のあり方について検討
- 第3回(6月28日(金))
 - ・特定治療支援事業等のあり方について検討

- *1) 7月以降のスケジュールは、今後の検討状況を考慮し調整
- *2) このほか、議論のたたき台を作成するワーキンググループ(作業チーム)(非公開)を2回程度開催予定。メンバーは石原委員、齊藤委員、森委員、柳田委員。

【委員:合計14名】

- ・石原 理 (埼玉医科大学産科婦人科教授)
- ・今村 定臣 (日本医師会常任理事)
- ・小崎 里華 (国立成育医療研究センター器官病態系内科部遺伝診療科医長)
- ・齊藤 英和 (国立成育医療研究センター母性医療診療部不妊診療科医長)
- ・島崎 謙治 (政策研究大学院大学教授)
- ・鈴木 良子 (フィンレージの会スタッフ)
- ・鶴田 憲一 (静岡県理事(医療衛生担当))
- ・平山 史朗 (東京HARTクリニック臨床心理士、生殖心理カウンセラー、日本生殖医療心理カウンセリング学会副理事長)
- ・松本 亜樹子 (NPO法人Fine理事長)
- ・見尾 保幸 (JISART理事長、ミオ・ファティリティ・クリニック院長)
- ・村上 貴美子 (蔵本ウイメンズクリニック看護師長、不妊症看護認定看護師)
- ・森 明子 (聖路加看護大学母性看護・助産学研究室教授、日本生殖看護学会理事)
- ・柳田 薫 (国際医療福祉大学病院リプロダクションセンター教授)
- ◎吉村 泰典 (慶應義塾大学医学部産婦人科教授、日本生殖医学会教授)

「健やか親子21」について

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標
- 平成13年から開始



⇒当初は10カ年計画であったが、計画期間を見直し、4年延長(平成26年まで)

4
つ
の
主
要
課
題

【課題1】
思春期の保健対策の強化
と健康教育の推進

【課題2】
妊娠・出産に関する安全性
と快適さの確保と不妊への
支援

【課題3】
小児保健医療水準を維持・
向上させるための環境整備

【課題4】
子どもの心の安らかな発達
の促進と育児不安の軽減

